

30分でわかる

金融犯罪対策と 有効性検証のポイント

— 「やった」から「効いた」へ—

2027年4月1日の改正とFATF第5次審査を見据えて

弁護士法人三宅法律事務所 弁護士 渡邊雅之

その口座を凍結したとき、
残高はいくら
残っていましたか？

被害防止の本当の成績表は「止めた時点の残高」

この動画のゴール

この30分で持ち帰る3つ

- 1 当局の関心は「規程があるか」→「機能しているか」
- 2 2027年4月1日、三つの改正が同時に施行
- 3 見逃し分析のない有効性検証は、検証ではない

最後に「FATF審査で一番差がつく質問」を紹介します

第1章

なぜ今「有効性」なのか

当局の関心は、どこに移ったのか

当局の方針

関心は「効いているか」へ

2024年3月末

期限付きの態勢整備（完了率99%）

2025年3月

対話の論点整理・有効性検証の事例集

2025事務年度～

対話に基づく立入検査が本格化

2026年3月

ガイドライン・FAQ改正

2026年9月15日

行政方針「FATF第5次審査が間近」

「整備したか」を見る時代から、「効いているか」を見る時代へ

実事案（2024年12月26日・銀行法26条1項）

A銀行への業務改善命令

14,639件

判定しないまま放置された検知取引

152日

検知から届出までの日数（最長）

処分理由は「経営陣が主導的に関与しなかった」こと

被害の現状

本人が、本人の端末で送金する

3,257億円

特殊詐欺の被害額（令和7年）
前年の1.6倍

78.0%

SNS型投資・ロマンス詐欺（振込型）の
被害額のうちIB経由の割合

本人認証の強化だけでは止まらない

第2章

2027年4月1日と送金犯罪

あと約6か月で、何が変わるのか

2027年4月1日

同時に施行される「三点セット」

① 本人確認方法の改正

入口を固める
対面はIC読取が基本に

② 不正利用口座の情報共有

金融機関を
横につなぐ

③ 犯収法施行規則 32条1項

情報共有の
根拠を与える

提供は個人情報保護法27条1項1号「法令に基づく場合」

共有の基準は「STR」ではない

疑わしい取引の届出（STR）

「疑わしい」と
判断した段階



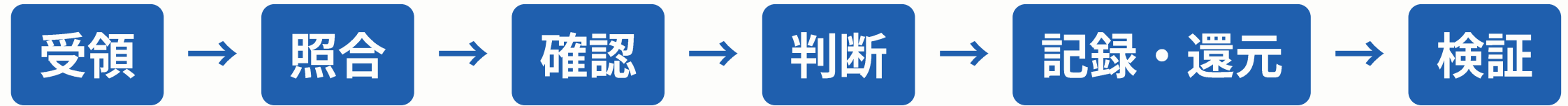
情報共有

口座の凍結を
検討する程度まで
疑いが高まった段階

社内規程で書き分ける／訂正・削除の手順もセットで

受領後の業務フロー

受け取った後、誰が動く？



- ・ 夜間・休日、大量受領のときは誰が判断する？
- ・ 「ヒットしたが凍結しない」理由も記録する

本音：事故は「受領後のフローを決めていない先」から起きる

2026年7月10日施行

新設「送金犯罪」 (改正犯収法32条)

正当な理由なく

有償で

財産を移転する目的

依頼した者

広告等で誘引した者

事情を知って実行した者

引受けを示して勧誘した者

資金が動く前でも成立し得る類型がある

クイズ | いったん動画を止めて、考えてみてください

送金犯罪は成立する？しない？

Q1 飲み会の割り勘を、幹事が集めて支払う

Q2 SNSの相手に報酬3万円で頼まれ、1回だけ送金

Q3 Q2で、報酬はまだ受け取っていない（約束のみ）

Q4 「送金代行します」とSNSに投稿しただけ

クイズの答え（私見）

Q2～Q4は、いずれも成立し得る

Q1 成立しない方向

正当な理由があり、無償

Q2 成立し得る

1回限りでも否定されない

Q3 成立し得る

約束があれば有償と評価され得る

Q4 成立し得る

投稿の段階で勧誘等の類型

顧客には「1回だけ」「報酬前」でも危ない、と具体的に

全国初の摘発と報じられた事案（2026年7月）

施行2日後、同じ日に37回送金

約175万円

自分の口座に入った資金

37回

6つの口座へ、同じ日のうちに
分けて送金

発覚のきっかけは、金融機関による口座凍結と本人への連絡

本人名義・本人の端末でも、止める必要がある

第2回フォローアップ：対応済みの割合

システム対策は遅れている

アクセス環境の検知  49%

即時性を高めた検知  36%

異名義送金の拒否  27%

犯罪者は「弱い先」を狙う。未対応なら、計画と暫定措置を説明できるか

第3章

有効性検証の核心は「見逃し」

アラートが「出なかった」取引を、
最後に見たのはいつですか？

有効性検証は三層で考える

設計

ルールは自社の
リスクに合っているか

運用

決めたとおりに
動いているか

結果

実際に
止まったか
(今後の重点)

本音：多くの検証は、まだ「点検」止まり

★最重要

見逃し分析の3つの手法

- 1 取引が多いのに、一度も検知されていない顧客
- 2 過去の届出先と似ているのに、検知されていない顧客
- 3 被害・凍結口座から遡る「逆引き」

経営会議では一言「直近の見逃しは何件？」

記載例（架空の数値）

検証調書は「1枚・6欄」

1 対象

2 仮説

3 手続・母集団

4 発見事項

5 改善策

6 効果確認



6欄目（効果確認）のない調書は、検証ではなく「感想」

「敷居値を下げれば解決」は誤答

先に見るべき5点

- ☐ 高リスク類型が検知条件になっているか
- ☐ データ連携に漏れはないか
- ☐ 口座単位か、顧客単位か
- ☐ 設立年月日などの属性は最新か
- ☐ アラートの一括クローズはないか

敷居値は最後。変えるなら感応度テストで根拠を残す

経営関与は、議事録の一行で決まる

× 残念な議事録

「報告があり、了承した」
「特に意見はなかった」

○ よい議事録

指摘・指示・期限・予算
が残っている

一つ質問し、一つ指示し、期限を切って、議事録に残す

法的論点

止めても、止めなくてもリスクがある

止めない

被害の拡大
行政処分

止める

顧客からの請求
(民法415条・709条)

最大の防御は「止めた理由」を説明できる記録

犯収法8条3項（届出事実の秘匿）

「言えない」と「説明しない」は違う

言えないこと

届出をしたこと
アラートの内容

言えること

法令・規定に基づく
確認のため、一時的に
取扱いを留保している

窓口は本部に一本化し、統一文言を用意する

第4章

FATF第5次審査と今後

日本のオンサイト審査は2028年6月

先発5か国のIO.3（監督・予防措置）

先発国の結果から逆算する

SE 4か国

相当程度の有効性

ME 1か国

中程度の有効性（ベルギー）

共通の指摘：高リスクセクターのリスク理解／複雑な所有構造のBO／届出の件数不足・集中・遅延

統計と事例で説明できるか。証跡は後から作れない

FATF審査で一番差がつく質問

「貴社の弱点は
何ですか？」

弱点を言えない組織は、
改善していない組織に見える

次の制度論

本人操作型詐欺の被害補償

英国（2024年10月7日～）

強制補償を導入
送金側・受取側で折半
上限8万5千ポンド

日本（2026事務年度）

行政方針で
「被害者の実効的な救済」
に向けた制度の在り方を検討

私見：受取口座の検知・凍結の力が、そのままコストに

明日から

明日からの3アクション

- 1** 有効性検証の計画を、経営会議で承認する
- 2** まず1テーマで、見逃し分析を回す
- 3** 4月1日の例外動線と、受領後のフローを決める

まとめ

「やった」から「効いた」へ

つながって
いるか

評価書から措置・届出
まで一本の線

効いて
いるか

規程ではなく結果で測
る

説明
できるか

データと証跡で第三者
に

明日、重大事案が発覚したら、最初の1時間に誰が何をする？

ご視聴ありがとうございました

チャンネル「あたらしい法律情報」
チャンネル登録・高評価をお願いします

BO新法とトクリュウ対策「遠隔解析」は別の動画で解説します

弁護士法人三宅法律事務所 弁護士 渡邊雅之
TEL 03-5288-1021 m-watanabe@miyake.gr.jp

本動画は一般的な情報提供であり、個別案件については別途ご相談ください。